資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千七百五十万円減少し二千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年四月二十八日であり、株主総会の決議は、平成二十七年三月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年八月二十五日

掲載頁　六十頁（号外第一八九号）

平成二十七年三月二十五日

和歌山市栗栖一〇五五番地

和歌山ロードサービス株式会社

代表取締役　岩根　成一

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六十七億九千七百万千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十七年三月二十五日

掲載頁　二頁

平成二十七年三月二十五日

東京都港区白金台三丁目一九番一号

ウォルブロー株式会社

代表取締役　後藤　幸男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月二十五日

札幌市東区東雁来三条一丁目一番二七号

株式会社池田熱処理工業

代表取締役　池田　龍一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年五月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月二十五日

横浜市港北区新羽町一一八〇番地二

国上精機工業株式会社

代表取締役　細見　章夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月二十五日

静岡県浜松市東区上西町二四番地の一

大倉住宅産業株式会社

代表取締役　黄倉　精一

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年四月二十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年三月二十五日

宮崎県宮崎市大字田吉二四四四番地四

株式会社田本水産

代表取締役　田本　剛平

限定承認公告

本籍栃木県足利市雪輪町二四七二番地、最後の住所群馬県太田市内ヶ島町九七一番地一あずみ苑グランデ太田

被相続人　亡　安田信三郎

右被相続人は平成二十六年十二月九日死亡し、その相続人は平成二十七年二月二十六日前橋家庭裁判所太田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十五日

千葉県松戸市松戸七八三　藤和シティーコープ松戸Ⅱ五〇二号

相続財産管理人　安田　義昭

限定承認公告

本籍兵庫県宝塚市栄町三丁目一七一番地、最後の住所兵庫県宝塚市栄町三丁目三番六号

被相続人　亡　雑賀　文夫

右被相続人は平成二十六年十一月三十日死亡し、その相続人は平成二十七年三月九日神戸家庭裁判所伊丹支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十五日

大阪府吹田市千里山西四丁目三九番E―二〇一号

限定承認者　雑賀　基

限定承認公告

本籍鳥取県西伯郡南部町八金九九七番地、最後の住所鳥取県西伯郡南部町八金六三五番地の二

被相続人　亡　井上　良知

右被相続人は平成二十六年十一月四日死亡し、その相続人は平成二十七年三月十一日鳥取家庭裁判所米子支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十五日

広島県福山市山手町七丁目一六―一八―二　B一〇一　相続財産管理人　井上　亜紀

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年四月二十七日をもって第二種金融商品取引業を廃止することとしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年三月二十五日

東京都千代田区有楽町一丁目一番一号

ニッセイ・リース株式会社

代表取締役　武田　嘉和

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五十一億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十七年三月十八日付官報の号外第五十八号五十九頁に掲載されています。

平成二十七年三月二十五日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

博多アイランドシティプロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十三億四千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年三月四日

掲載頁　九十六頁（号外第四十六号）

平成二十七年三月二十五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号　東京共同会計事務所内

ＪＲＰ１特定目的会社

取締役　本郷　雅和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十一億九千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年三月四日

掲載頁　九十六頁（号外第四十六号）

平成二十七年三月二十五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号　東京共同会計事務所内

ＪＲＰ１特定目的会社

取締役　本郷　雅和

正誤

ページ	段	行	誤	正
			平成二十七年三月五日外務省告示第六十五号（ナイジェリア連邦共和国における人身取引防止支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）	平成二十七年三月五日外務省告示第六十六号（ナイジェリア連邦共和国におけるテロの効果的な訴追強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）
四	三		三ナイジェリア側国際連合側	一九ナイジェリア側国際連合側
〃	〃		〃ラレ・デモス・アルド・ラレ・アルド	〃ラレ・デモス・アルド・ラレ・アルド・ラレ・デモス
三	四	終りから九	という。	という。）（印刷誤り）

平成二十七年二月二十五日正誤欄中

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月二十五日付第六五号八達第五六号四〇ページ●二〇ページ●同日付第六六号九六ページ●同日付政府調月十七日付衆会第七号一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）